

## 2023 年のスチュワードシップ活動の自己評価

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、スチュワードシップ活動に取り組んでいます。当社の 2023 年(1-12 月)のスチュワードシップ活動に関するそれぞれの原則毎の自己評価は以下の通りです。

**原則 1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを 2014 年に表明し、2017 年 5 月に改定、2020 年 3 月に再改定された同コードの受け入れを表明しました。それぞれの行動方針は、当社のホームページにて公表しています。また、ESG に関する基礎や DWS の取り組みをご紹介するレポートも発行し、ホームページにて公表しています。当社は、投資先企業の継続的なモニタリング、議決権行使およびエンゲージメントを通じた投資先企業との対話を通じて、スチュワードシップ責任を果たしていると評価しております。

**原則 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、利益相反の有無に十分留意するとともに顧客及び受益者の利益を第一に考え、行動しております。顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のために、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る主な局面を特定のうえ、議決権行使に関する基本方針を定め公表しています。また、議決権行使のガイドラインを予め設けるとともに、同ガイドラインに則さない議決権行使については、運用リスクにかかる当社会議体に付議しています。

また、上記の利益相反管理活動等を通じて、利益相反が問題として顕在化するような事態はなかったことが確認されており、スチュワードシップ責任を果たす上での利益相反管理は適切になされていると評価しております。

**原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当社は、グループのガバナンス専任部署であるコーポレート・ガバナンス・センターとともに、投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために投資先企業のモニタリング等を行っており、株式の保有が多い企業や改善が必要と判断した企業に対して、同専任部署がエンゲージメントを行っております。

従いまして、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況把握は的確になされていると評価しております。

**原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認**

識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

2023 年のグループにおける投資先企業とのエンゲージメントにおいて多かった議題は、環境(E)面ではネットゼロ(温室効果ガスの排出量を正味ゼロにする)や科学的根拠に基づく温室効果ガス削減の目標、気候変動の管理および開示、水資源、社会(S)面では健康・安全や、人権、サプライチェーン・請負業者、ガバナンス(G)面では役員報酬や、取締役会の独立性、監査でした。これらの議論を通じて、当社は、投資先企業との一定の認識共有および問題改善への理解獲得に努めていると評価しております。

**原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当社は、議決権行使に関する基本方針やガイドラインの開示に加えて、日本企業に限らず全ての個別の投資先企業ならびに議案ごとの議決権行使結果をホームページ上で公表しております。2021 年からは、議決権行使で反対を投じた議案について、原則、反対理由を公表することとしました。2023 年の議決権行使ガイドラインの改定では、温室効果ガス排出削減や石炭発電廃止に向けた目標や計画の策定を推進したほか、日本企業の取締役会の独立性や多様性に関する基準を強化しました。また、議決権行使のガイドラインを形式的な基準にとどめず、必要に応じて個社・個別の事情を踏まえて判断するなど投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫に努めたものと評価しております。

**原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

議決権行使に関する基本方針やガイドラインに加えて、個別の投資先企業ならびに議案ごとの議決権行使結果、および自己評価結果についてもホームページ上で公表しております。また、機関投資家やコンサルティング会社向けのスチュワードシップ活動報告を個別要望にもとづき実施しており、当社がスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて顧客・受益者に対して適切な報告を行っているものと評価しております。

**原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

コーポレート・ガバナンス・センターにおいて人員拡充等の体制強化により議決権行使、エンゲージメントへの対応能力の持続的向上に努めていると評価しております。また、当社グループにおいて、アクティブ運用の ESG インテグレーションに向けてコントロールを導入したほか、ESG 基準やポリシーに対するトレーニングの提供、EFFAS(欧州証券アナリスト協会連合会)の Certified ESG Analyst® (CESGA)資格の取得等を行っており、346 名が CESGA を取得しています。(議決権行使およびエンゲージメント活動についての詳細は、Stewardship Report 2023 をご参照ください)。